資料１

北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議

（第５７回）

議　　事　　録

日　時：２０２２年１０月２６日（水）午後２時開会
場　所：ＰＣＢ処理情報センター

１．開　　会

【事務局・中尾課長】

定刻となりましたので、ただいまから第５７回北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議を開催いたします。

本日は、皆様、お忙しい中を円卓会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、北海道環境生活部で担当課長をしております中尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、出席委員のご報告をさせていただきます。

本日は、池田委員と時田委員からご欠席とのご連絡を受けておりまして、１１名の委員の皆様にご出席いただいております。

本日のスケジュールですが、会議はおおむね２時間程度を予定しており、１６時には閉会したいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本会議では、議事録を作成し、公表しております。ご発言の際にはマイクの使用をお願いいたします。

また、ご参加の皆様には、新型コロナウイルス感染防止対策へのご協力をお願いしておりますので、マスクの着用などについてご配慮いただきますようお願いいたします。

資料の１枚目の次第に配付資料を記載しております。不足している資料等がありましたら、事務局に合図いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、北海道環境生活部環境保全局長の竹澤よりご挨拶を申し上げます。

【事務局・竹澤局長】

皆さん、こんにちは。

北海道環境生活部の竹澤でございます。

船水座長をはじめ、委員の皆様、そして、関係機関の皆様におかれましては、大変お忙しい中、この円卓会議にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、ここ数回の監視円卓でご議論いただいた福島県対策地域内の高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理につきましては、皆様ご承知のとおり、８月１６日に搬入されまして、９月５日に全ての処理後物が搬出されました。委員の皆様の中には、ここの情報処理センターからの配信で搬入の状況をご確認いただいた委員もいらっしゃいまして、大変ありがとうございます。また、○○委員におかれましては、現場での確認にも立ち会っていただき、この場をかりて御礼申し上げます。

本日の会議では、福島県対策地域内の高濃ＰＣＢ廃棄物につきまして、環境省から処理やモニタリング結果に関するご説明をいただきますほか、道と室蘭市が実施しました立会いや立入検査結果などについてご報告する予定でございます。

また、定例議事としまして、北海道事業の進捗状況等の報告を予定してございます。

委員の皆様には、限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局・中尾課長】

続きまして、本日、オブザーバーとしてご出席いただいております環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長の松田様よりご挨拶をいただきます。

【環境省・松田課長】

皆様、こんにちは。

ただいま紹介にあずかりました環境省廃棄物規制課長の松田でございます。

委員の皆様、また、北海道、室蘭市の皆様におかれましては、ＪＥＳＣＯのＰＣＢ廃棄物処理事業に日頃から多大なご指導とご協力を賜りまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

また、先ほど竹澤局長からもお話がございましたけれども、福島県内の対策地域内廃棄物であるＰＣＢ高濃度廃棄物のＪＥＳＣＯ北海道事業所での処理につきまして、昨年１２月に北海道知事と室蘭市長から搬入を認めるというお返事をいただいたところでございまして、これを受けて、監視円卓会議を通じて安全対策等についてご議論を重ねていただきました。

そこで、今年の８月１６日に、一部の委員の皆様方のご確認の下に、北海道事業所へのＰＣＢ廃棄物の搬入を行いました。今般、施設内での無害化処理が全て終了し、９月５日には処理後物の最終搬出を完了したところです。

本日は、この対策地域内廃棄物である高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理に関するモニタリング結果や、監視円卓会議の委員の皆様方から改めていただいたご質問及びそれに対するご回答を中心に環境省から説明させていただく予定としておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

【事務局・中尾課長】

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

ここからの進行は、船水座長にお願いいたします。

２．議　　事

【船水座長】

今日は、よろしくお願いいたします。

早速、議事の一つ目ですが、前回の円卓会議の議事録についてです。
議事録の案につきまして、何かお気づきの点はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

【船水座長】
特段のご意見がないということで、この場で確定させていただいてよろしいでしょうか。

（異議を申し出る者なし）

【船水座長】
それでは、前回の議事録を確定させていただきました。
続いて、議事の二つ目の福島県対策地域内の高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理についてですが、アの処理及びモニタリング結果等とイの委員からのご質問を併せてご説明いただき、その後、質疑をさせていただく形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（異議を申し出る者なし）

【船水座長】
それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【環境省・成田次長】
今、船水座長から資料の説明というご指示がございましたが、その前に環境省からお礼の言葉を申し上げたいと思います。
私は、環境省福島地方環境事務所次長の成田と申します。
２年半ぐらい前までは、隣に座っております松田の前々任ということで、環境省廃棄物規制課長を務めておりました。その節は私もこの会議に何度か出席させていただきましたが、船水座長をはじめ、多くの先生方にご指導を賜りました。非常に感謝いたしております。ありがとうございます。
まず初めに、本監視円卓会議の委員の皆様におかれましては、福島県の汚染廃棄物対策地域内で発生した高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理に関しまして、これまで様々なご意見を頂戴したと伺っております。
この場をお借りして、御礼申し上げます。
また、今回、処理を実施するに当たり、ご理解、ご協力を賜りました地元の室蘭市役所や室蘭市民の皆様、北海道庁の皆様、処理を実施していただきましたＪＥＳＣＯや運転会

社等、多くの関係者の皆様に改めて御礼申し上げます。

対策地域内のＰＣＢ廃棄物の処理に関しましては、昨年３月の監視円卓会議からこれまで計６回にわたりご議論を重ねていただき、昨年１２月には北海道及び室蘭市から処理の受入れをお認めいただきました。これも、北海道民の皆様、特に室蘭市民の皆様の原発事故の被災者に対する強い連帯の気持ちがあったからではないかというふうに拝察いたしております。厚く御礼申し上げます。

また、この間、北海道庁、室蘭市の方々には、福島県内の保管場にも、複数回、足をお運びいただき、ご確認もいただきました。本当にありがとうございました。

これらを受けまして、本年８月１６日に、一部の委員の方によるご確認の下、ＪＥＳＣＯ北海道事業所に福島県の汚染廃棄物対策地域内の高濃度ＰＣＢ廃棄物を搬入いたしました。処理期間中は、円卓会議でご説明しましたモニタリング等の安全対策を実施しながら、ＰＣＢの無害化処理を行いました。おかげさまをもちまして、今般、その処理を無事に完了することができました。本当にありがとうございました。

本日は、処理期間におけるモニタリング結果等を担当の小野寺からご説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【環境省・小野寺調整官】

私は、福島地方環境事務所で１０月から廃棄物担当の調整官を拝命しております小野寺と申します。

資料２－１につきましてご説明させていただきます。

１ページ目をご覧ください。

初めに、処理の概要についてです。

福島県内の対策地域内の濃度ＰＣＢ廃棄物でございますけれど、約２か月前の８月１６日にＪＥＳＣＯ北海道事業所へ搬入しまして、無害化処理を実施いたしました。その無害化処理によって生じた金属、ばいじんといった処理後物につきましては、順次、搬出を行いまして、９月５日には全ての処理後物がＪＥＳＣＯ北海道事業所から搬出されております。

処理期間中は、放射線関係の安全対策としまして、施設周辺の空間線量率や排気中の放射能濃度等のモニタリングを行っております。その結果、特段の異常値は認められておりませんで、安全に処理が完了したところでございます。

詳細なデータにつきましては、次のページ以降でご説明させていただきますので、２ページにお進みください。

まず、今回処理をした高濃度ＰＣＢ廃棄物の数量についてでございますが、コンデンサーが３２台、安定器、汚染物等が１，５１５台となってございます。これは、前回の７月の円卓会議でお示しした数量と変わりはございません。

また、繰り返しのご説明になりますけれども、これらの機器等は全て福島県から運搬す

る前に表面汚染密度が４ベクレル／平方センチメートルを下回っていることを確認してございます。

続きまして、３ページをご覧ください。

３ページでは、福島県から北海道までの運搬経路上におけるモニタリングについてご説明したものです。

左の図に運搬の工程を示しておりますけれども、福島県内の仮置き場にて高濃度ＰＣＢ廃棄物を積み込んだトラックが県内の郡山貨物ターミナル駅まで走行しました。そこから貨物列車で東室蘭の駅まで運ばれまして、東室蘭駅からはＪＥＳＣＯ北海道事業所まで再びトラックで運搬しております。

右下に実際の写真を載せております。

各場所におきまして、トラックの前面、後面、両側面の４面について空間線量率の測定をしております。その結果を緑色の表にお示ししてございます。

測定に当たっては、トラックが停車する周辺の空間線量率をあらかじめ測定し、それをバックグラウンド値としております。測定値とバックグラウンド値を比較していただければと思いますが、いずれの場所においても、測定値であるトラック周囲の空間線量率とバックグラウンド値がおおむね同程度であることが確認できまして、対策地域の高濃度ＰＣＢ廃棄物を運搬することによる影響はなかったと考えてございます。

続きまして、４ページをご覧ください。

先ほど、２ページで少しお話をしましたけれども、今般、ＪＥＳＣＯ北海道事業所へ搬入した全ての機器につきましては、運搬前に全て福島県においてその表面汚染密度を測定しておりまして、その数値が４ベクレル／平方センチ未満であることを確認しております。

それに加えまして、安心・安全のための措置として、搬入した機器の一部について、処理を行う前に表面汚染密度のサンプル測定を行っております。

左下の緑色の表をご覧いただければと思います。

こちらの測定数ですが、処理に支障がない範囲ということで決定しております。

具体的には、コンデンサーにつきましては、３２台全台を測定してございます。安定器につきましては、一般的に製品製造の品質管理に用いられるＪＩＳの特別検査基準に倣いまして、全体の約１％である１３台につきまして測定を行いました。

測定結果ですけれども、いずれの機器も、福島県で測定したときと同じく、４ベクレル／平方センチを超えるものはございませんで、最大でも０．４９ベクレル／平方センチという結果でございました。

５ページでございます。

ここから、ＪＥＳＣＯ北海道事業所の施設に関係する測定結果をご説明いたします。

施設関係では、主に２種類の測定を行っております。

一つは、図の赤い丸で示している施設内外の空間線量率でございます。もう一つは、当

初施設、増設施設それぞれからの排気中の放射能濃度でございます。

測定頻度につきましては、空間線量率は朝、昼、夕の１日３回、排気中の放射能濃度は１日１回測定を行っております。

空間線量率の測定はすぐに結果が得られますので、１日３回の測定を実施しましたけれども、排気のほうはサンプル採取に１回当たり４時間程度を要するということで、このように測定頻度が異なっております。

それぞれの結果について、６ページでご説明したいと思います。

まず、先ほど赤丸でお示ししたＪＥＳＣＯ北海道事業所の施設内外の空間線量率についてでございます。

折れ線グラフを上下二つ載せていますが、上のグラフは空間線量率の変化、下のグラフは室蘭市の降水量と最大風速といった天候に関するデータをお示ししております。

上下で日付が対応しておりますので、併せてご覧いただければと思います。

こちらの詳細なデータにつきましては、別紙３にお示ししてございますので、お時間のあるときにご確認いただければと思います。

空間線量率はもちろん日々変動するものではございますけれども、搬入直前の８月１６日の午前中の測定、搬入後の８月３１日の測定等、一部でほかよりも相対的に高い値が見られております。

下の降水量のグラフと照らし合わせていただければと思いますけれども、どちらも雨が降った日でございます。一部の委員には搬入日にこちらにお越しいただきましたので、当日に雨が降っていたことをご記憶の方もいらっしゃるかと思いますけれども、一般的に雨が降りますと、大気中にある天然の放射性物質、ラドンとかラドンが崩壊してできた物質が雨に洗い流され、地上に落下して集まりますため、空間線量率の上昇が見られたと考えてございます。

また、我々の測定とは別に、原子力規制委員会が全国の放射線モニタリング情報を測定して公開してございます。室蘭に関しましては、ＪＥＳＣＯ北海道事業所から直線距離で約２キロメートル離れたところにある胆振総合振興局において行われておりまして、やはり雨の日は同様に空間線量率の上昇が確認できております。

こちらにつきましては、参考の資料をもう一枚つけておりますので、７ページをご覧いただければと思います。

７ページでお示ししているグラフは、原子力規制委員会の公表データから作成した室蘭市における本年６月の空間線量率と１日当たりの降水量をまとめたものです。

ご覧いただければお分かりになると思いますけれども、雨の降った日に空間線量率が大きくなっていることがお分かりいただけるかと思います。

吹き出しをつけたところですが、６月２４日にも降水がございまして最大で０．０８５マイクロシーベルト・毎時を観測したところでございます。

いずれにいたしましても、福島県の対策地域内のＰＣＢ廃棄物を処理したことによる空

間線量率の上昇はなかったと判断してございます。

続いて、８ページをご覧ください。

８ページでは、当初施設、増設施設それぞれからの排気中の放射能濃度についてご説明いたします。

右下に表を載せておりますけれども、当初施設の７か所、増設施設の４か所の排気に関しまして、処理期間中の放射能濃度は全て検出下限値未満でございました。

それから、安定器を処理する増設施設におきましては、プラズマ溶融によってばいじんが発生します。このばいじんにつきましては、対策地域内のＰＣＢ廃棄物を処理する前の７月２６日に採取したものと我々が搬入したものを処理している８月３１日に採取したものの両方について、放射能濃度を測定しました。

左下に結果を載せておりまして、前者は４．１ベクレル／キログラム、後者は３０ベクレル／キログラムという結果となりました。

処理前は７月２６日しか採取できておらず、評価がちょっと難しいところではございますけれども、放射性物質汚染対処特措法の中では、８，０００ベクレル／キログラム以下の廃棄物は従来と同様の方法で安全に処理ができるという基準とされておりまして、今回のばいじんはその基準をはるかに下回ることが確認できております。

ご参考までに、本件には適用されませんけれども、原子炉等規制法におきましては、１００ベクレル／キログラムが廃棄物を安全に再利用できる基準、すなわちクリアランス基準と言われておりますけれども、こちらも下回る結果となってございます。

以上をまとめますと、排気中の放射能濃度が検出下限値未満であったこと、ばいじんの放射能濃度の測定結果から、ばいじんを補充するフィルターが適切な役割を果たしまして、安全に処理を行うことができたと考えてございます。

なお、今回の処理で生じましたばいじんにつきましては、左下の写真のとおり、ドラム缶に密閉した上で搬出を行ってございます。

続きまして、９ページをご覧ください。

今回、福島県内の対策地域内のＰＣＢ廃棄物を処理するに当たりまして、北海道、室蘭市から要請された事項に基づきまして、ＪＥＳＣＯ北海道事業所で処理する作業に従事する職員の皆さんに累積の被曝線量を測る個人線量計を装着していただきました。

左側に写真を載せてございますけれども、処理に携わっていただいた職員１３８名に個人線量計を装着してもらいまして、その結果、全員が検出下限値未満という結果となってございます。

続きまして、１０ページをご覧ください。

今回の処理で発生した処理後物についてご説明させていただきます。

今回発生したものは、通常のＰＣＢ処理で発生するものと同じでございますけれども、コンデンサーを処理する当初施設から、素子くず、金属くずが出てまいります。それから、安定器を処理した増設施設からは、スラグ、ばいじんがそれぞれ発生しております。

これらにつきましては、法令上の取扱いによりまして、国がその処理責任を有するとされてございますので、福島県へ持ち帰りまして、ＰＣＢ以外の対策地域内廃棄物と同様に処分を行うこととしてございます。

最後に、１１ページをご覧ください。

これまでご説明してまいりましたモニタリングに関する結果等につきましては、処理期間中は測定したその日のうちに資料に記載している環境省のホームページにおいて公開をしております。

それから、処理は無事に完了しておりますけれども、安心・安全のために今後も施設周辺の空間線量率や排気中の放射能濃度を測定する予定でございます。これらの結果につきましても、上記と同様に、環境省のホームページにおいて公表することにしております。

本件に関しましては、地元の皆様、関係機関の皆様、ＪＥＳＣＯの皆様に多大なるご協力をいただき、安全に処理を完了させることができました。安全なＰＣＢ無害化処理はもちろんですけれども、私どもが行う各種モニタリングにつきましてもご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。この場をお借りいたしまして、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

以上で、資料２－１のご説明を終わります。

【船水座長】

ありがとうございました。

続けてご説明ください。

【事務局・南部主査】

続きまして、北海道庁から、北海道及び室蘭市が行った立会調査等の結果について、資料２－２に基づきご説明させていただきます。

北海道及び室蘭市では、今回の処理に関し、国が行う安全対策等の実施状況を確認するため、立会調査等を実施することとし、その内容については、前回の円卓会議でご報告させていただいたところです。

結果につきましては、随時、道及び室蘭市のウェブページで公表させていただいておりまして、今回も別紙１から３として、ウェブページで公表した資料を添付させていただいております。

資料２－２は、公表した資料を基に、その概要について取りまとめたものでございます。

まず、１番の現地保管状況の確認でございます。

こちらは、環境省による表面汚染密度の測定が完了し、全ての処理対象物が１か所の仮置き場に集約されたことから、現地において搬出前の最終確認を行ったものでございます。

結果につきましては、公表した資料になりますが、別紙１に記載してございます。別紙

をご覧ください。

ここに結果の概要として四つ記載してございますが、重要なこととして、まず、処理後物に係る関係資料を確認し、福島第一原子力発電所の敷地内から発生したものが含まれていなかったことを確認しております。また、一部の機器を抽出して表面汚染密度を測定し、いずれも環境省の測定結果と同程度であったことを確認してございます。

本編、資料２－２にお戻りください。

次に、２番の独自のモニタリングについてでございます。

こちらは、環境省が行う空間線量率の測定や排ガス試料の採取、分析の一部についてクロスチェックを行ったものです。

下の日程表にありますとおり、環境省が行ったモニタリングに合わせて、敷地境界等の空間線量率の測定については、１１か所の測定地点全てについて、１日３回、週１回程度をめどに計４日実施してございます。

また、搬入当日の搬入車両３台につきましては、周辺の空間線量率を測定させていただきましたし、排気中の放射能濃度について、当初施設及び増設施設のメインとなる工程に合わせ、１１か所の全排出口を５日間かけて採取し、分析をさせていただいております。

結果については、公表した別紙２に記載していますので、後ほどご確認いただければと思いますが、空間線量率については、全て環境省の測定結果と同程度であったほか、排気中の放射能濃度については、環境省と同様に、全ての結果が不検出となっていました。

最後に、３の搬入に係る立会・確認及び処理状況に係る立入検査についてです。

こちらは、搬入に立ち合い、空間線量率や処理対象物の表面汚染密度の測定について確認したほか、処理状況に係る立入検査を実施したものであり、期間中に計４回実施してございます。

結果を別紙３に記載していますので、別紙３をご覧ください。

一番最初の資料は、８月１６日の搬入に係る立会いでございます。

搬入作業に立ち会い、空間線量率や処理対象物の表面の汚染密度の測定結果について確認させていただきました。確認の様子は映像で処理情報センターに配信し、一部の委員の皆様にもご覧いただいております。皆様、本当にありがとうございました。

当日はあいにくの雨で、搬入前から空間線量率が高い状況でしたが、環境省による搬入車両周辺及び敷地境界等の空間線量率については、搬入前後で大きな変化が見られず、これは道によるクロスチェックでも同様でございました。

また、先ほど環境省からもご説明があったとおり、搬入当日に実施したコンデンサーの表面汚染密度の測定結果は４ベクレル／平方センチメートル以下でございました。

続いて、ページをおめくりいただいて、８月２５日付の資料になります。

８月２４日ですが、安定器に係る表面汚染密度の抽出測定が実施されたため、室蘭市さんに立ち会っていただきまして、測定結果が４ベクレル／平方センチメートル以下であることなどをご確認いただいております。

ページをめくっていただきまして、次の資料です。

こちらは、期間中の立入検査結果でございます。

まず、８月２９日の立入検査ですが、当初施設の処理状況について聞き取り等を行うとともに、当初施設からの処理後物である廃アルカリの搬出に立ち会わせていただきました。あわせて、処理に係る職員の個人線量計の装着状況等についても確認させていただいております。

次の資料です。

最後の立入検査になりますが、９月５日、最後に搬出した日になります。

この日は、増設施設の処理状況について聞き取り等を行うとともに、増設施設からの処理後物であるスラグ及びばいじんの搬出に立会いをさせていただきました。

こうした立入検査の結果、ＰＣＢの無害化処理が適切に行われていること、処理期間中の敷地境界等の空間線量率が過去のバックグラウンドとおおむね同程度であったこと、処理後物の払出しや運搬車両周辺の空間線量率の測定が適切に実施されていること、処理に係る職員が個人線量計を装着し、適切に管理されていること、こうしたことを確認することができたと考えております。

以上、駆け足ではございましたが、道及び室蘭市が実施した立会調査等の結果についてご説明させていただきました。

これらの立会調査について、○○委員には、８月１６日の搬入日に委員を代表して現場で立会いいただきますとともに、８月２９日の立入検査にもご同行いただいております。本当にありがとうございました。

恐縮ですが、○○委員からも、搬入日の立入検査についてコメントをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【○○委員】

８月１６日と８月２９日の搬入時と道と室蘭市の立入検査に同行させていただきました。

８月１６日は、委員にはこの情報センターにいていただいて、私だけが現地に行きましたけれども、現地からの映像を皆さんに見ていただきました。映像で十分に見ていただけなかったところもあるかもしれませんが、メインのところは映像で大体拝見していただけたと思っております。

また、これは福島地方環境事務所もＪＥＳＣＯも大変だったと思うのですけれども、大雨の影響で当初の搬入計画がかなり変わりまして、途中の経路が非常に大変だったのではないかと思います。立会いの前が大変で、今回のような時期になってしまったので、もう少し早く搬入ができて、大雨の時期ではないときにやったほうがいいと思いました。

特に、委員の方には速報的に、当日いらっしゃった委員には見ていただいたのですが、当日参加いただけなかった委員には、すぐにこの結果をお知らせしていただきたいという

ことで道にお願いいただいて、速報的に各委員に報告させていただきました。

今の環境省のご説明で、私どもが不安に思っていたことは、幸い、今の時点では起こっていないということで安心しました。

当日、私も、搬入したコンテナから１器目のコンデンサーを出して、実際にその場で測定したのですが、そのレベルが本当に福島で測られた数値と同じなのか、多分、測定された担当の方も含めて不安に思っていたところがあったのですが、幸い、ほぼ同じレベルでありました。特に、バックグラウンドが高いところでそれに合わせて高かったので、こちらに持ってきても大きな変動はなかったということで、非常に安心しました。

特に、水質やガスは測定して非常に時間にたってからでなければデータが出ないものが多いのですけれども、放射線については、その場でデータが出るということで、先ほどの線量計も含めてリスクは見つけやすいということで、今回もたくさんの測定をしていただいて、安全を確認できています。今回、いろいろな場所で全てのデータを逐次測定されていまして、車両も相当な時間をかけて何か所も測定されているということで、それを拝見して、安全に十分配慮した測定をされたことを確認しました。

ただ、先ほどお話しいただいたように、雨によって大気中のちりが落ちてきて、バックグラウンドのレベルが若干高かったのですけれども、通常の６月の大雨の状況でも同じだったということで、全く影響はなかったということです。

特に、皆さんもそうだと思うのですが、一番リスクを負うのは作業者の方たちです。一番近くに寄って作業されるということで、ＪＥＳＣＯ職員の方々の線量計の結果が全く問題なかったのは本当によかったと思います。

今回の話で言うと、もう一つは、ばいじんですね。焼却して、それが排ガスに出るということで、私もこの会議でお話ししたとおり、それがばいじんのところに移行して大気中に出ることが一番懸念されたのですが、今回、測定されたところ、検出限界以下ということで、安全は十分に確保できました。ただし、８ページ目のばいじんの最終的に残ったものの測定値は、こちらで受け入れる前から若干上がっています。ただし、３０ベクレル／キログラムというのは、食品のレベルが飲料水で１０から、私たちが一般的に食べるもので１００ベクレル／キログラムですから、極端に言うと、食品レベルなので、非常に低いレベルです。もちろん、上がったこと自体、対策地域から持ってきているので上がったのですが、私どもが考えているふだんの生活には全く影響のないレベルで廃棄物が排出されたということですから、これも結果を見て安心しました。

今後、大事なのは、依然として不安に思っておられる方もいらっしゃるので、今後も継続していただけるということですから、ばいじん中の放射線レベルを計って、バックグラウンド、この周辺の測定をしていただいて、さらに安全を確認していただくことで、十分に処理が完了したということが言えるのではないかと思います。

簡単ですが、私の感想は以上です。

【事務局・南部主査】
ありがとうございました。

【船水座長】
それでは、前回からいただいております質問についての回答も併せてお願いします。

【環境省・小野寺調整官】
改めまして、環境省福島事務所の小野寺でございます。
お手元に資料２－３をご準備いただければと思います。
前回の円卓会議を踏まえまして、その後、委員の皆様からご質問を頂戴しておりまして、資料２－３はその回答を取りまとめたものになります。
ご質問はテーマごとにカテゴライズさせていただき、五つに分けさせていただいておりますので、その順番にご説明させていただければと思います。
まず、１番の今回の処理についてでございます。
バグフィルター、オイルスクラバー、活性炭といった排気の処理設備に関する取扱いについてご質問をいただいておりました。今回搬出しましたのは、高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理によって発生した処理後物でございまして、バグフィルター等の設備の搬出は行ってございません。ただ、ばいじんを捕集するバグフィルターに関しましては、処理前後で表面汚染密度を測定しておりまして、処理前が０．１５ベクレル／平方センチ、処理後は０．１４ベクレル／平方センチという結果が得られております。
下のほうで、ＪＥＳＣＯさんからもご回答いただいておりまして、今回の機器は表面汚染密度が４ベクレル／平方センチ以下であって、放射性物質として管理する必要はなく、通常のＰＣＢ廃棄物と同様の扱いをするというご回答をいただいております。
では、次をおめくりいただきまして、２番目の作業員の健康管理についてというところをご覧いただければと思います。
内部被曝についてのご質問をいただいておりました。内部被曝は長期の観察・管理が必要ということでございますけれども、今回搬入した機器は全て４ベクレル／平方センチ以下のものでございまして、安全性が十分に確保されたものでございます。
また、作業員は、マスク、ゴム手袋、防護服を装着して作業をしておりまして、放射性物質を体に取り込む可能性は限りなく低いと考えております。
したがいまして、長期的な観察を行うことは考えてございません。
それから、被曝の関係ですけれども、先ほども資料でご説明いたしましたが、個人線量計によって作業員の皆様の安全面を確認してございます。
こちらもＪＥＳＣＯさんから回答をいただいておりまして、先ほどの１番目と同様に、放射性物質としての管理が不要というご回答をいただいてございます。
それから、下に進んでいただきまして、３番目でございます。

こちらのご質問は、９月５日の搬出日に行ったメディアの方々への対応に関するものと理解しております。報道されました状況に応じての趣旨についてでございますけれども、担当に確認いたしましたところ、今後、新たに対策地域内で見つかることが考えられるかというご質問に対するものでございまして、見つかるかどうかは今後の状況によるということでお答えしております。

次のページにお進みいただきまして、４番の法律の解釈についてというところをご覧ください。

こちらは、放射性物質汚染対処特措法に関する協議についてのご質問でございました。

ご回答に入ります前に、法律の立てつけについてご説明いたしますと、対策地域内の廃棄物に関しましては、放射性物質汚染対処特措法の第１１条に基づきまして、対策地域を指定した上で、その地域の廃棄物を適正に処理するために、対策地域内廃棄物処理計画を定めることが第１３条で規定されているところでございます。

ご質問いただきましたのは、第１３条第３項の対策地域内廃棄物処理計画を定めるときは、関係地方公共団体の長に意見を聞かなければならないという規定に係るものでございます。

いただいたご質問によりますれば、その協議を持たなかったのは汚染度が理由との説明をしたということでございましたけれども、そのようなご説明をしたという認識はございませんで、ご回答としましては、対策地域内廃棄物処理計画の策定に当たって意見聴取を行う関係地方公共団体の長というのは、先ほどの法律第１１条に基づきまして汚染廃棄物対策地域に指定される福島県内の地方公共団体の長、それから、福島県知事ということでございます。

この計画は、基本的な処理の考え方を定めたものでございまして、個別の処理実施につきましては、計画とは別に調整させていただいておりました。

続きまして、下の（２）をご覧いただければと思います。

（１）の関連としまして、８，０００ベクレル／キログラム以下の汚染であれば、室蘭での処理は法的に可能かというご質問でございます。

特措法に基づきます対策地域内廃棄物に該当するか否かというのは、その廃棄物が対策地域内にある事故由来の廃棄物であるか否かで決定されるものでございます。処理を行う場所によらず、この特措法で規定する処理基準が適用されるものでございます。

ページをおめくりいただきまして、最後の５番目、表面汚染密度の測定についてというところをご覧いただければと思います。

前回の会議でもご意見をいただいたと承知をしておりますけれども、表面汚染密度を測定する際のバックグラウンドに関するご質問でございます。

改めてのご説明にはなりますが、ＧＭサーベイメータによる測定時には、周辺の放射線量も計測してしまうということになります。ですから、機器のない周辺空間を測定しまして、バックグラウンドとしてございます。

より詳細に申し上げますれば、ＧＭサーベイメータはβ線とγ線が測定できますけれども、ご提案をいただいているように、汚染されていない機器に向けて測定しますと、機器そのものによって周辺から飛んでくるβ線が遮蔽されてしまいます。それから、私どもがこの空間に向けて測定するという測定方法につきましては、ＪＡＥＡ、日本原子力研究開発機構からもご指導をいただきまして、このような形で実施をしたものでございます。

こちらは、前回の会議でお伝えできずに恐縮でございますけれども、測定業者に確認いたしましたところ、機器の表面汚染密度の測定時に、汚染されていない新品の安定器の表面汚染密度の測定も行っておりました。

それと同時に行った周辺空間の汚染密度の測定値の差を確認しましたところ、プラスマイナス０．１１ベクレル／平方センチということで、差の平均を出しますと、マイナス０．０２という結果であったことをご報告させていただきます。

以上で、資料２－３のご説明を終わります。

【船水座長】

どうもありがとうございました。

今、環境省、北海道から、質問についての回答をいただきました。まず、これからご質問をいただきたいと思います。

ご質問されたい方はおられますか。意見でも結構です。

今、発言をされたい方は３人おられますので、順番にお願いしようと思います。

【○○委員】

幾つかあるのですが、まず一つは、私の１の質問です。これには、設備だからというくくりをしておりますけれども、私が問題にしているのは、確かにバグフィルターもオイルスクラバーも活性炭も設備ではあるのですが、中に収納されているのは、設備ではなくて、今の対象物を吸収するものですから、外すことができるのです。私がこれにこだわったのは、私は一般の市民説明会などでは一切発言していませんでしたが、ずっとお話を伺っていて感じていた点を質問します。

まず、セシウムというものがいわゆる事故で起きたものであることは明確であって、なおかつ、私は勉強してみて分かったのですが、アメリカが戦前に原爆の実験をするまでは地球にはなかったそうです。つまり、人工的に出来上がった放射性物質だということです。

逆に言うと、福島地域という限定はしませんけれども、要するに、放射能の影響を受けた地域から、北海道は基本的に影響は極めて小さい、あるいはなかったという地域に運んでくることについて、私は大きな懸念を持っていたわけです。

それが私がこの質問をした根拠で、そういうものを持ってきてほしくないということです。

また、僕は素人で学術書などを読んでもなかなか難しかったのですけれども、いろいろ

読んでみると、チェルノブイリの報告でも、セシウムというものは、体内に入ってから体に現れるまでの期間が年齢によって違って、最高で６０日間ぐらいかかるということです。なおかつ、特にセシウムは一定の臓器、どうも腎臓のようですけれども、そこに集中的にとどまるということです。それから、チェルノブイリでは本当に悲しいお話なのですが、いろいろな症状が出てきていて、その中ではっきりしていることは、１ベクレルの放射能の量でも一定の時間がたてば、もし内部被曝をしている場合は人の体に症状が現れているということが報告されています。

そのように僕らなりに勉強してきた中で、低いからいいという理論ではなくて、本来、北海道に持ってきてほしくないという原点が僕らにあって、なおかつ、世界でも日本でも事故が起きる前は一貫していたのだけれども、放射能の影響を防ぐ上で一番間違いないのは拡散させないことです。動かさないということが第１条件だと言われていたのですが、今回は、事故という特殊な状況の中で、そこの壁を外した結果、こういう形になってきたのです。これは特別な事情が起きているのだということを理解しないで、あたかもそれをどこに持っていってもいいのだという感覚を環境省の方々の話を聞いていて感じるのです。

そういう点でいけば、私は、バグフィルターの中の捕捉されたもの、それから、オイルスクラバーはオイルなので抜けばいいですし、活性炭も外すことができますので、そういう意味で、低いからいいという理屈ではなくて、本来、そこは外して福島に持っていくべきだったと今でも思っています。

【船水座長】

まずはそこまでで、それはご意見ということでいいですか。環境省にレスポンスを求めますか。

【○○委員】

もう出してしまっているわけですから、残念だということです。その考え方がこうだということを……

【船水座長】

今のご意見としては、スクラバーのフィルターとオイルと活性炭を福島へ運んでもらいたいという理解でいいですか。

【○○委員】

そうあったほうがよかったと思います。

【船水座長】

分かりました。
あとは幾つくらいお話をされますか。

【○○委員】
一旦、いいです。

【船水座長】
それでは、○○委員、どうぞ。

【○○委員】
私の質問の法的解釈についてというところで、その説明を聞いて北海道で協議が行われなかった理由だと私が理解したけれども、それはそうではないと先ほど説明されたわけです。私はなぜそのように誤解したのかということですが、（前回）松田課長が、データとしては非常に低いレベルにあるということですので、これらについて、対策地域内廃棄物ではあるけれども、放射性物質の汚染という意味では、影響のほとんどない廃棄物ですので、ＰＣＢ無害化というところでＪＥＳＣＯ事務所に活用させていただけないかと考えているということで、非常に微妙なのですが、放射能がないからＪＥＳＣＯで処理をしてもらえないかというふうに言ったと、低いからＪＥＳＣＯでやってもらいたいと、そういう理由だと私は理解したわけです。

【船水座長】
４の（１）の話ですか。

【○○委員】
はい。
放射能が低いから協議しなかったのではないという説明が環境省からあったわけです。実際に協議はしていないのです。
ですから、この問題が起こったときに、なぜ北海道と環境省の間に協議がなかったのか、これが第１５条に関わる問題であったわけです。第１１条は場所の特定の問題で、関係ないのです。第１３条が関係するところと協議するという内容が書いてあったので、なぜそれをやらなかったかということがずっと意識にあったときに、松田課長が非常に低いからという説明をされたので、間違ったというわけです。
現に、今までのＰＣＢの処理は、廃掃法によって行われているわけです。今回の場合は、福島の特措法でやられているということで、大きな変化があるわけですから、ぜひ北海道と環境省で協議をしてほしかったのです。その協議がどうなったかということを非常に知りたかったわけです。そういう話です。今まで気になっていたことなので、答えていただ

きたいのですが、最後に書いてあるのは、同計画は基本的な処理の考え方を定めるものであり、個別の廃棄物処理の実施については、処理先である関係地方公共団体等と同計画は別途調整しているということで、内容がよく分からないので、どういう調整をしたのかということを説明してもらいたいです。

【船水座長】
２点あったと思います。〇〇委員としては、北海道知事との協議を持たれなかった理由を知りたい、もしくは、どういう協議があったのか、もし協議があったのならどうなったかということを知りたいということです。それから、回答いただいた下の段落ですが、別途調整して行っているというのはどういうことかということです。同計画とは別途調整して行っているということについてご説明をいただけますか。

【環境省・小野寺調整官】
一つ目の知事との協議が持たれなかった理由でございますけれども……

【船水座長】
すいません。まず、後ろのほうからご説明してください。答えをいただいている文章の中身がよく分かりませんというところを先にお願いいたします。

【環境省・小野寺調整官】
失礼いたしました。
同計画とは別途調整を行っておりますというところでございますけれども、これまで、私どもは、法律に基づく協議ということで、特措法に定められた協議ではございませんが、道庁さんや室蘭市役所さんとは、円卓会議の場も含めて、まさにお話合いをさせていただいていたところです。何かに基づいてというものではございませんが、こちらに処理をお願いするに当たって、そういう形でお話をさせていただいていたということです。

【船水座長】
答えをきちんと整理していただいたほうがよさそうですので、回答の「個別の廃棄物処理の実施については」というのは、今回のものでいいのですか。それは処理先である関係自治地方公共団体と別途調整してというイメージなので、どのような調整や、協議と言っていいのかどうか分かりませんが、整理していただいて、次の機会にもう一度お答えをいただくということでいいですか。突然お願いをするのはなかなか大変かもしれません。お願いします。
それでは、一つ目について、今日答えていただけそうでしたらお願いします。

【環境省・小野寺調整官】
知事との協議を持たなかった理由についてお答えさせていただければと思います。
法律の解釈についてというところでお答えしていますが、ここで申し上げています関係地方公共団体の長、これは法定されたものでございますけれども、それにつきましては第１１条、第１３条で協議をすると定められております。ですから、その法律に基づく協議は行っておらなかったということになります。

【○○委員】
なぜですか。なぜやらなかったのですか。する必要がないと考えたわけですね。

【環境省・小野寺調整官】
いえ、処理に当たりまして、また後ほど整理をさせていただければと思いますけれども、まさにここに書いておりますように別途調整をしてというお話をさせていただいておりました。法律には北海道知事と何か話をする、協議をするという規定がございませんものですから、それは行っておりませんけれども、もちろん処理をお願いする立場といたしましてご相談、調整はさせていただいているということでございます。

【○○委員】
第１３条に協議をすると書いてあるでしょう。

【船水座長】
今日のお答えとしては、協議をする先の関係自治体は福島県内の汚染地域の自治体のことを指しますという答えをいただいたのです。

【○○委員】
いや、それは第１１条であって、第１３条には関係自治体の長とやらなければいけないとあるのです。実際に、以前、既に札幌市長などとの協議もやっているわけですから、それをなぜやらなかったかという疑問を持っているのです。

【船水座長】
それでは、質問の趣旨は理解いただけたと思いますが、今日、答えを用意いただくのは難しいと思いますので、先ほどの件と併せて……。

【環境省・岡部主査】
補足させてください。
恐らく、第１１条と第１３条がつながっているというご認識がないのかなと思っていま

した。第１３条の一部を読み上げると、汚染廃棄物対策地域を指定したときは、その中で計画を定めなければならないとなっていて、続いて、計画を定めるときは関係地方公共団体の長の意見を聞かなければならないとなっています。

ですから、第１１条で地域を指定するときに協議をした関係地方公共団体の人たちが第１３条でも同じく計画を定めるときの関係地方公共団体の長ということで、第１１条と第１３条で同じ意味で文言を用いているというご理解をいただければと思います。

【○○委員】

意見として言いますけれども、第１１条でやられたら、北海道はやられていなくても、それをそのまま持ってこられて、処理をしなければならないという非常に苛酷な話になるわけですね。これは認められないです。法律がおかしいです。非常におかしいです。何の発言もできなくなります。

【○○委員】

これに関連してですが、環境省に対する質問ではありません。今、○○委員から質問があった内容で、調整という言葉なのか、協議という言葉なのか分かりませんけれども、どちらにしても、今までの会議の中で分かっているのは、環境省と道の間でかなり協議が行われていたことは事実なのです。これは担当の人たちが認めています。私は北海道のほうに聞きたいのです。私どもも含めて環境に関係する団体が、その記録を情報公開してほしいということを正式な文書で上げましたら、全て不存在なのです。これは、私は環境省だけの問題ではないと思うのです。責任を持つ北海道がきちんとした対応をしていたのかどうかというところが非常に問題だと私は思っているのです。

ここに、北海道の文書管理規程というものがあります。これはしっかり議会を経たものです。私もそのことが出たので改めて読み直してみたら、少なくとも第１２条の２に、言葉の使い方は別として、道以外の行政庁や団体とかいろいろなところとの話合いがあった場合には、全て記録を取れと書いてあるのです。それがどういう形で決裁されていくかという問題も含めてあって、結局は決裁されたわけです。

そういう点で、この辺の経過を協議という問題でこちらは必要ないという話になっているけれども、北海道のほうでどう受け取ったのか、なぜ記録を残さなかったのか、これは責任がある問題だと思いますので、お答えください。

【船水座長】

今すぐにきちんとしたお答えをいただくことが難しければ、少し整理をしていただいて、次回までに回答をつくっていただくことにしますか。それでよろしいですか。この件はそれでよろしいですか。

【○○委員】
はい。

【船水座長】
では、そういうことでお願いします。
ほかの委員からお願いします。

【○○委員】
４の（２）番は回答されておりますから、この回答については受け入れますけれども、これで納得はしていないということは言っておきたいと思います。
表面汚染密度の測定についてというのが非常に問題なのです。まず、定義から悪いのです。サーベイメータによる機器の測定時は、周辺の空間線量を測定し、それをバックグラウンドとすると決めているということで、ここにバックグラウンドの定義があるのです。こんなばかな話はないわけで、これが困っているのです。全く非科学的な話になるわけで、これをＪＡＥＡから指導を受けたと書いてありますね。ＪＡＥＡからの指導は、ちゃんと文書としていただいたのでしょうか、口頭で聞いたのでしょうか、どっちですか。

【環境省・岡部主査】
ＪＡＥＡの安全管理部の方にご確認いただいたのですが、実際に我々と測定業者が測っている様子を見ていただいて、コメントをいただいております。

【○○委員】
ちょっと分かりません。

【環境省・岡部主査】
我々が実際に測定している様子をご覧いただいて、コメントをもらっています。

【○○委員】
それは全然駄目です。そんな人が指導をしているのですか。
では、私が言った森林総研と千葉の放医研の先生方が測定している論文を読んだことがありますか。私はそれをちゃんと出しておきました。

【環境省・岡部主査】
意見をいただいた中に記載の論文は、確認させていただきました。

【○○委員】

それで、どうでしたか。

【環境省・岡部主査】
個別の論文の評価をする場ではございませんので、コメントは差し控えますけれども、我々はＪＡＥＡの専門家にご意見をいただいた上で実施したと認識しております。

【○○委員】
見ただけでしょう。
そうしたら、それが正しいとなると、非常におかしくなるのです。例えば、空間線量が高いところでバックグラウンドがあるわけですよね。そこに汚染の少ない機器を持ってきて測定したら、バックグラウンドも低い場合があるのです。そうなると、その機器は放射能を吸収しているという話になりますね。マイナスになりますからね。そうなりませんか。
だって、空間線量をバックグラウンドにするのですよ。機器のほうは放射能はほとんどないのです。それを引いたら、吸収しているわけでしょう。そんな物質は世の中に存在しないのです。
座長、あなたは何を首振っているのですか。

【船水座長】
すみません。私は、今の○○委員のご説明はよく分からなかったのです。

【○○委員】
じゃ、もう一回言いますよ。

【船水座長】
いえ、今、この委員の中での議論はやめましょうということですので……

【○○委員】
委員の中の議論はやめるといったって、これは測定に関する問題ですし、原理的な問題ですから、これは先生も言わなければいけないですよ。それが正しいのなら正しいと言ってください。

【船水座長】
どちらが正しいかということに関して私の意見が必要でしたら、私の立場はシンプルです。原子力の専門家に聞いた方法だとおっしゃっている限り、それを信じるしかないと私は思います。
というのは、定義というのは、こういうふうにして定義しますと決めて、それで測るの

です。その方法を使って測った数字を何に使うかというときに、その定義がふさわしいか、ふさわしくないかということはあるかもしれません。そこで、私は放射能を測る専門家ではありませんので、今お答えをいただいたように、ＪＡＥＡの原子力研究開発機構の方からの指導を受けたということですので、もし必要でしたら、その方をここにお呼びして、先生は違うよと、その議論をしていただくほうが適切な議論ができると思いますが、いかがでしょうか。

【○○委員】
大いに結構ですね。もし呼んでいただけるのならいいのですけれども、今の場合は非常に少ない放射能でやっているわけでしょう。それくらいでいいやというふうに言ってもいいのですが、それは学問的におかしいということを私は言っていて、理論的に問題があるのです。両方とも非常に小さいですが、それでいいだろうと。産総研の測定でも、測定方法についてはバックグラウンドを取らなくていいと書いてあるものもあるのです。非常に少ないからね。そうではなくて、本当に測定するのだったら、こうしなければならないと。
一番問題なのは、ここに笑うべき問題が書かれているのです。何もないきれいなものを測定するとほかのものが邪魔になるからバックグラウンドが取れないと言っているのです。本当に汚れたものをするのならばバックグラウンドを取れないのではないですか。同じ器械ですからね。

【船水座長】
今のお話は、その数字はありますね。

【○○委員】
分かりましたでしょう。そういうことを言っているのです。

【船水座長】
分かりました。
○○委員は、いろいろとお調べになっていて、専門家でおられるので……

【○○委員】
いや、専門家ではないです。こんなものは全く知りません。でも、それは普通です。

【船水座長】
この測定法に関する議論は、今日の質問に対しての答えは、一応、こういう指導を受けてやりましたということだった。その指導そのものについて、今、○○委員からそれは違うというご指摘があったということにして、私どもとしては、もう一方の方の話も伺える

といいねというふうにさせていただいていいですか。

【○○委員】
ここまでわざわざ来てくれなくても、その人がちゃんとマニュアルを書いて送ってくれてもいいですよ。

【船水座長】
それは、どういうふうな……

【○○委員】
来てもらってもいいですけれどもね。

【船水座長】
どうすればいいかはこれからですけれども、どういう指導をしていただいたかということは明確にしてほしいというご意見であったと理解しています。そのとおりだと思います。

【○○委員】
今のお話を聞いていて、専門的な話も含めて、あるいは法律解釈の問題も含めて、私どもでは分かりづらいことも相当ありました。しかしながら、私自身は、今回いただきました資料２－１の処理結果につきまして、私なりに感じたことを、質問のようなものも多少あるかもしれませんけれども、思いをお話しさせていただきたいと思います。
当初はＰＣＢの処理ということで、そこに放射性物質に汚染されたものがここに来るということを想定していなかったものですから、そういう意味では、私自身もそうですし、市民の方々、あるいは道民の方々がいろいろな戸惑いや懸念、心配、不安などがあったと思うのです。また、持ち込みは反対だという意見もありました。
しかし、今回の資料を見せていただきまして、言ってみれば、まさに予定どおりに処理をされたということで、懸念が払拭されたのではないかと思います。かつ、これは福島の復興支援にもつながるものですから、そういう意味で評価をさせていただくと同時に、そういう受け止めをさせていただいております。
中でも、この作業に従事していただいた１３８名の職員の方々が個人線量計を装着し、全員が検出下限値未満であった、つまり、０．１ミリシーベルト未満であったことが確認されたという報告でした。これについては、私は当初から一つの意見として、ぜひここの委員にも現地に出向いていただいて、現地視察をしていただきたい、あるいは、大変申し訳なかったのでありますが、○○先生にも処理の当日は中に入っていただいて、確認していただけることがあればお願いしたいというご意見を私から申し上げさせていただきま

した。

そういった中で、職員の方々も随分不安があったかもしれませんけれども、無事に終了したというふうに受け止めております。何といっても、私自身は、ここに写真にあるようなところまで来るのはいいのですが、来た後に積み下ろしをして、施設内に入れて、それが本当に安全にできるのかどうかということが一つです。もう一つは、職員の方々が汚染されないでちゃんと処理ができるのかということです。それを非常に心配していましたので、本当によかったと思っておりますし、〇〇先生からも、先ほどご報告がありましたように、本当によかったというご発言がございました。

これは可能であればということですが、実際に作業していただいた作業員の生の声をもし聞けるのであれば、もちろん今ではないですが、何かの機会に、こういうことで心配したけれども、こうだったという話があれば、ぜひ生の声を聞かせていただきたいと思っております。

そういうことから、ある意味、私たちは貴重な経験をしたのではないかとも思っておりますし、経験だけではなくて、技術も身につけたのではないかと思っております。

ここで、質問ですが、例えば、北海道内で今まで、ここに二、三十年のスパンでいいのですけれども、放射性物質の除去や処理ですね、例えば泊原発の関係でそういう経験があるのかどうか、もしお分かりになるのであれば、後日で結構ですので、お知らせいただきたいと思っております。

どちらにしましても、私どもの北海道の施設は、東京以北のほとんどのＰＣＢを処理したことに加えて、放射性物質に汚染されたものも無事にきちんと処理できたわけですが、そういう施設を将来的に何らかの形で生かすことができないものかと思っています。また、いろいろと経験していただいた職員の方々の技術も何らかの形で生かす、あるいは次の世代に継承するということがあってもいいのではないかと思います。

以上、いろいろと申し上げましたが、基準内で処理できたということで、この施設で初めてできたことについては大いに評価させていただくと同時に、それを将来にも生かす方法がないものなのか、室蘭市と事後のことについていろいろと意見交換はしていると聞いておりますけれども、形の見えるものはまだ何もありませんので、これは私の個人的な意見ですけれども、ぜひそういうことも検討してみてはいかがかと思いました。

【船水座長】

質問のほかに、こういうことはどうかという提案もありましたので、先ほどのご質問と同じ扱いで整理していただければありがたいと思います。

私のイメージでは、作業者の生の声はどうかとか、北海道内で、これは本当の放射性物質の扱いの話かもしれませんが、そのことについての事例があるかということですね。将来についての議論は、またあると思いますので、今回は難しいかもしれませんが、それくらいはお願いできればと思います。よろしくお願いします。

ほかの委員でご発言されたい方はおりますか。

【○○委員】

私の質問に対する回答の中に、僕らが一貫して悩んで、どう理解したらいいのかということと同じ文書がたまたま出てきたので、お聞きします。

対策地域内廃棄物には放射性同位元素等の規制に関する法律は適用されませんが、同法を準用すると、４ベクレル／平方センチ云々となっています。この同法を準用するというのはどういう内容なのかということです。

今日は無理だったら後でもいいのですけれども、私も法律のことに多少関わることがありますが、準用という言葉の使い方が間違っているのではないかと思っているのです。これを具体的に説明していただきたいということが一つです。

もう一つ、僕は心配していることがあります。福島第一原発の内部にあるＰＣＢ汚染物をずっと調べていたら、去年の１０月頃にかなり大きい規模でのＰＣＢの漏れの事故がアップされています。その点でいくと、我々のところは関係ないように見えるけれども、今までの流れから、できないから持ってくるという発想がないとは言えないという話が市民から出ているということも含めて、福島第一原発の内部にあるＰＣＢ汚染物の処理計画を環境省はきちんと把握しているのか、分かっているのだったら発表してもらいたいです。

本当に期限内に終わるのでしょうか。アップされている情報を見ると、かなりの量があると見ています。その点を僕らは心配しています。

ほかにもありますけれども、時間の関係があると思うので、結構です。

【船水座長】

ありがとうございました。

続けて、どうぞ。

【○○委員】

第２の質問で、法的には８，０００ベクレルも可能だということを聞いて、私は前から気になっていることがあります。質問には出していないのですけれども、ＪＥＳＣＯのウェブサイトに、２０１４年に法律が変わって中間貯蔵が入ったときからの話で、いろいろな質問に対するＪＥＳＣＯの答えがＱ＆Ａの形で１３１項目並んでいるのです。

そのうち、Ｑ１２１のＪＥＳＣＯが中間貯蔵事業を実施しているが、既存のＰＣＢ廃棄物処理施設で汚染土壌の焼却を行ったり放射性物質を処理したりしないのかという問い対して、中間貯蔵事業は福島県内で行っているものであり、現在、ＪＥＳＣＯがＰＣＢ処理事業所で行っている事業とは完全に切り離して実施されているものです。したがって、現在、ＰＣＢ処理事業を行っている各事業所では引き続きＰＣＢのみを処理しますと書いていて、放射性物質はやっていないと書いてあるのです。

この問題と今回の問題はどう考えたらいいのか、何かあったら言ってください。

【船水座長】
ありがとうございました。
続けて、どうぞ。

【○○委員】
私はコメントだけですが、○○委員からいただいたように、現地施設ですね。私も保管事業者を拝見させていただいて、ごくごく普通の生活範囲にＰＣＢが置かれている状況を見たので、それが撤去されて、周りの安全が確保されたというのは、実際に私どもで受け入れた後、福島の対策地域でそういうものがなくなったということを一度拝見したいと思っております。
私も、今ご指摘いただいたのですが、現地に行きたいと思っています。

【船水座長】
改めてご意見、ご質問をいただきまして、ありがとうございました。
この議事の整理としては、次回、今日のような文章で整理して、回答をいただく形にしたいと思います。今、質問が口頭でなされましたので、質問が趣旨がはっきりしなくて、うまくつかまえられませんでしたというときには、それぞれの委員に直接問合せをいただいて、質問の趣旨を確認させていただくことがあるかもしれませんが、それはお許しいただけますか。
少しお時間をいただくことになりますが、改めて文章で書いてもらうよりは、問合せをさせていただいて、確認の上でというふうにしていただければと思います。よろしくお願いします。

【事務局・中尾課長】
承知しました。

【船水座長】
ありがとうございました。
では、議題（２）を終わりとさせていただいていいですか。

【○○委員】
お願いがあります。
ベクレルとか空間線量というのは、普通、サーベイメータではＣＰＭで測って、それをベクレルとか空間線量に換算するわけです。換算するということは、条件によって違いま

すので、産総研でしたら産総研として、こういうふうにしたらいいというちゃんとした論文のようなものが出ているのですが、環境省がそれと同じ方法でやっているかどうか分かりません。環境省はどういう形で換算しているのか。例えば、換算表があるのか、換算表があったら、どういう条件でやって換算できるということを書いたものが欲しいです。

というのは、そのままベクレルとか空間線量率ということを言われても、そう簡単に信用できないのです。それは、産総研が出しているようなものがあればありがたいです。

【船水座長】

今のご質問は、今回の測定結果、特に表面の密度の件と、空間線量率についてどういうふうに測定していて、直接測られたものからその値にしているのかという測定方法についてきちんと分かるような資料を用意してくださいということだと思います。

それは、ここに出してもらうということでもいいですか。

【○○委員】

私のところに持ってきてもらってもいいですし、ここに出してもらってもいいです。

【船水座長】

では、それも追加ということでお願いします。

それでは、議題（２）を終えて、議題（３）に移らせていただいてよろしいでしょうか。

（異議を申し出る者なし）

【船水座長】

議事（３）は、北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業の進捗状況についてです。

まず最初に、ＪＥＳＣＯからご説明をお願いします。

【ＪＥＳＣＯ・松本所長】

ＪＥＳＣＯ北海道事業所の松本でございます。

資料３－１をご確認ください。

毎回この場で報告しておりますＪＥＳＣＯの５事業所の現況です。

前回の会議から追記したところはございませんので、この資料の説明は省略させていただきます。

続きまして、資料３－２、北海道事業の進捗状況という資料になります。

こちらも、北海道事業所の進捗ということで、毎回、イベントを追記する形でこの場でご説明しております。今回追記したところですが、一番最後の９ページ目をご確認ください。この資料で説明したのは、前回の６月１日の円卓会議になりますが、それ以降、セン

ターの消防訓練、早期処理連絡会等の行事を追記しています。

資料３－２は以上になります。

続きまして、資料３－３の稼働状況という資料です。

こちらも従来どおりのまとめ方になっております。

最初の１ページ目は、当初施設の受入れ状況の表になります。

今年の８月末までに集計した数値となっております。

２ページ目ですが、当初施設の処理の状況の表があります。

大きな表の黄色い網かけの部分になりますが、８月末までに変圧器類４，１１３台、コンデンサー類で６万７，８８１台ということで、ＪＥＳＣＯ登録に対する処理の進捗率はそれぞれ９９％、コンデンサーで９７．８％というところまで来ております。

その下には、この１年間の各月ごとの変圧器類の処理台数及び重量のグラフを示しております。

３ページ目の上のグラフは、同じくコンデンサーの各月ごとの実績になります。

３ページ目の下は、ＰＣＢ油そのものを処理した重量の表になります。

４ページ目からは払出し物の表になります。

４ページ目が鉄や銅などの有価物の払出し実績、５ページ目が産業廃棄物として払い出したものの実績、６ページ目がＰＣＢ濃度５，０００ｐｐｍ以下のものを無害化認定施設へ払い出した実績の表となります。

続きまして、７ページ目からは増設施設になります。

７ページ目は、受け入れた実績の表を、同じく８月末までまでまとめたものです。

８ページ目は、増設の処理状況の実績になります。

真ん中の下に小さな表ございますけれども、こちらが集計したものになります。１道１５件で４，１８９トン、１都３県で６，３０９トンの処理実績となっており、処理の進捗率はそれぞれ９４．２％、７４．４％、両エリアを合わせて８２．７％という実績となっております。

その下のグラフは、当初施設と同様にこの１年間の各月ごとの処理実績の推移でございます。

最後の９ページ目は、増設施設から払い出されます産業廃棄物の実績で、スラグ、固形物、廃安定器の分離処理によって出された分離処理物という形でまとめてございます。

今年度は、ここまで特にトラブル発生もなく順調に処理の数字を積み重ねてきているところでございます。

資料３－３までは以上です。

続きまして、資料３－４になります。

【ＪＥＳＣＯ・小林安全対策課長】

ＪＥＳＣＯ北海道安全対策課の小林と申します。

資料３－４と資料３－５を用いてご報告させていただきます。

まず、資料３－４トラブル事象等についてですが、１として、令和４年４月１日から８月３１日までに発生したトラブルはゼロ件という状況でした。

２の不具合事象等の公表件数についてですが、同じく４月１日から８月３１日までの期間では当初と増設を合わせまして１２件、不具合事象未満に関しましては当初と増設を合わせて１５件という状況となっております。

次に、資料３－５の令和４年度総合防災訓練の実施結果についてご報告いたします。

本年度の９月１４日水曜日に当初施設と増設施設合同で総合防災訓練を実施しております。

訓練の目的としては、公設消防との連携など、総合的な防災活動が的確に実施できることを確認するということです。

一番下になりますが、主な反省事項等として、訓練自体は全体を通してスムーズに行うことができております。

そのほか、細かいところになりますが、訓練中の車両に関して、規制を張って訓練中に車両は入ってこなかったのですけれども、解除するタイミングについてはもう一度検討が必要ということです。

また、平面図を見ながら指揮本部で訓練中にいろいろな指示を出すのですが、そちらの地図の向きはもう一度検討したほうがいいという反省が出ております。

さらに、一部、情報伝達の流れについて検討が必要という反省点がありました。

なお、詳細に関しましては、別紙資料に写真を添えた記録がありますので、こちらをご確認ください。

資料３－５までのご報告は以上になります。

【船水座長】

ありがとうございました。

まず、今、ＪＥＳＣＯからご説明いただきました内容につきまして、ご質問等はございませんか。

【○○委員】

資料３－３の８ページに、今の進捗状況ということで、下に比率が書いてありまして、１都３県のところは７４．４％ということです。１道１５県が９４％ですけれども、そこが一番残っていて、量的にもかなり多いのですが、今後の見通しとして、計画どおりやるとすると、かなり負荷がかかると言うと変ですけれども、残りの期間から考えて、少し急いで処理しなければいけない状況なのか、それとも、残り２６％というのは通常の処理で全く問題ないのか、お聞かせいただけますか。

【ＪＥＳＣＯ・松本所長】
ご質問をありがとうございます。
増設施設の１道１５県と１都３県と分けて数値を書いていますが、１都３県のほうは、平成２８年度から処理を始めたということで、その時点からスタートしています。したがいまして、量的なこともあるのですが、先行した１道１５県よりは１都３県のほうが数字的な進捗率は下がっている状況にございます。
今後の見通しですけれども、今の８ページ目の真ん中の小さな表を書いてございます。合計の欄で、残りの量は、ＪＥＳＣＯの登録に対して処理が８，９００トンで、残りが２，０００トン弱ということでございますので、現段階では、計画的処理完了期限を目指すところでございますけれども、これから発掘されるものもあります。昨年度も環境省さんから一部ご説明がありましたが、そういう情報を踏まえながら、事業終了準備期間も交えて処理を終えるというところは間違いなく進めていきたいと考えております。

【○○委員】
今のことはデータに入ってないと思いますが、今回、福島に運んだ量を見ていて気がついたことですけれども、あくまでも福島のものは福島のものだけで焼却したということでいいですか。

【ＪＥＳＣＯ・松本所長】
説明を少しはしょった形になりましたが、資料３－３の当初施設の１ページ目の表をご確認いただくと分かりますが、表の令和４年の８月の欄にコンデンサーで３２と書いております。これは、先ほど環境省さんから説明のありましたコンデンサーの３２台になります。この８月は、この福島廃棄物だけです。先ほどもいろいろご説明がありましたけれども、いろいろな測定とか、集中して速やかに処理するとか、そういったこともございましたので、非常に異例ではあるのですが、８月中は福島廃棄物を処理しているときはその他のものは処理しないということを今年度は行いました。

【○○委員】
その点で、総量を見たら、排出した量が結構あります。最初に何トン運んできたかということは僕ら知識がないので、比較のしようがないのですけれども、随分あったなと思いました。
もしかしたら、今、その後の部分は一緒に混ぜて焼いてしまったのかなという疑問が生じたのですが、そうでないのであれば、私からは何もないです。

【ＪＥＳＣＯ・松本所長】
この表は月単位でまとめておりますので、例えば、前の月に処理したものも翌月に払い

出せば、その月の払出し物となりますから、厳密に１対１で対比できませんけれども、先ほど福島廃棄物を処理した処理後物の払出し重量に関しては、先ほど資料２で説明したものが全てとご理解いただければと思います。

【船水座長】
ありがとうございました。
ほかに何かご質問はございますか。

（特に発言する者なし）

【船水座長】
それでは、もう一つの報告を北海道からいただきたいと思います。

【北海道・南部主査】
資料３－６及び３－７に基づき、環境モニタリング結果と立入検査の状況についてご説明いたします。
前回の第５６回は福島県の処理の件に特化した議事でございましたので、前々回の第５５回にご報告したもの以降の結果となってございます。
まず、資料３－６のモニタリング結果をご覧ください。
前々回の第５５回の会議においては、令和３年度のモニタリング結果全てについてご報告させていただきました。今回は、年度が替わって令和４年度に実施したモニタリングのうち、結果が判明しているものをご報告させていただいております。
１ページ目、２ページ目は、周辺地域環境の測定結果となってございまして、いずれについても環境基準値等をクリアしてございます。
３ページ目、４ページ目は、排出源に係る調査についてでございまして、いずれの項目についても排出管理目標値をクリアしてございます。
５ページ目は、ボイラーの排ガスや騒音、振動に係るモニタリングの結果についてでございまして、いずれも排出管理目標値をクリアしてございます。
最後の６ページは、生活排水を処理する浄化槽からの排水のモニタリング結果となりまして、こちらも全て排出管理目標値をクリアしている状況でございます。
いずれのモニタリング結果についても問題はなかったものと考えております。
続きまして、資料３－７、立入検査実施状況をご覧ください。
前々回の第５５回では、令和４年５月１７日に実施した立入検査までご報告させていただきましたので、それ以降、先月末までに実施した立入検査についてまとめています。
一番上の７月実施のものは、排出源モニタリングの実施に合わせて協定及び廃棄物処理法に基づく立入検査を実施したもので、特に指摘事項はなしとなってございます。

続く８月及び９月の立入検査は、先ほどご報告させていただいた福島県対策地域内の高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理について、処理状況等を確認させていただいたものです。

以上、非常に簡単ではございますが、モニタリング結果と立入検査の結果についてご報告しました。

引き続き、適切なモニタリング、検査の実施に努めてまいりたいと考えてございます。

【船水座長】

ありがとうございました。

それでは、今の説明に対して何かご質問はございませんか。

（特に発言する者なし）

【船水座長】

それでは、以上で議事を全て終了したことになりますが、終わりにしてよろしいでしょうか。

（異議を申し出る者なし）

【船水座長】

それでは、進行を事務局にお返しします。

３．閉　　会

【事務局・中尾課長】

船水座長、どうもありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、本日、限られた時間の中で貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

次回の監視円卓会議でございますが、年明けの２月から３月頃をめどに、船水座長とご相談の上、日程を検討したいと考えております。決まりましたら、改めてご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の会議を終了いたします。

以　　上